

(参考図書)

- ・変更前後対照表
- ・高度地区 変更箇所図

(参考)

変更前後対照表

※変更箇所のみを記載

(赤字下線変更箇所)

種類	変更前	変更後	備考
高度地区（第一種）	約 322 ha	約 <u>323</u> ha	約 1 ha 増 (約 1.3ha 増)
高度地区（第二種）	約 427 ha	約 427 ha	
高度地区（第三種）	約 41 ha	約 41 ha	
高度地区（第四種）	約 44 ha	約 44 ha	
合計	約 834 ha	約 <u>835</u> ha	約 1 ha 増 (約 1.3ha 増)

	変更前	変更後
ただし	<p>1 制限の緩和措置</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より 1 メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は当該高低差から 1 メートルを減じたものの 2 分の 1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(4) 一団地に 2 以上の構えをなす建築物を総合的設計によって建築する場合において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項の規定により同一敷地内にあるものとみなされるこれらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。</p> <p>(5) 一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計により建築する場合において、建築基準法第 86 条第 2 項の規定により同一敷地内にあるとみなされるこれらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。</p>	<p>1 制限の緩和措置</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より 1 メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は当該高低差から 1 メートルを減じたものの 2 分の 1だけ高い位置にあるものとみなす。ただし、建築物の高さの最高限度に係る規定の適用にあってはこの限りでない。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定又は同法第 86 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 86 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項の規定による許可を受けた建築物については、当該一団地又は一定の一団地の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>(5) 表現を改め、(4)に含める。</p> <p>・・・(略)・・・</p>

